

# 療養等について

平成14年4月の診療報酬改定（厚生労働省通達）により、入院医療の必要性は低いものの、患者様のご事情で180日を超えて入院する場合、【選定療養費】として通常の診療費とは別に、入院基本料の一部を実費負担していただくこととなりました。

現在は、下表のとおり、入院基本料の15%を実費徴収しております。

## 【選定療養費】の負担金額（1日当たり税込）

入院基本料区分	(入院基本料の15%+消費税10%)
急性期一般入院料1	2,783円

※次の方は選定療養費の実費負担対象から除外されます。  
【厚生労働大臣の定める状態にある方】

※詳細については、病院入院担当事務へお尋ね下さい。